

市町村交通災害共済加入推進交付金に関する規則

(平成18年12月27日)
組合規則第 33 号)

改正 平成19年12月25日組合規則第15号
平成31年2月6日組合規則第1号

平成27年1月30日組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村交通災害共済条例（平成18年組合条例第29号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定による加入推進交付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額)

第2条 条例第15条第1項の交付金の額は、交付年度の12月31日現在で組合口座に会費入金済の当該年度の共済会員である加入者1人につき70円を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 世帯数加算額 前年度の1月1日現在の支部の世帯数に応じ、次に掲げる額

ア	10,000世帯未満	10,000円
イ	10,000世帯以上20,000世帯未満	20,000円
ウ	20,000世帯以上30,000世帯未満	30,000円
エ	30,000世帯以上40,000世帯未満	40,000円
オ	40,000世帯以上50,000世帯未満	50,000円
カ	50,000世帯以上	60,000円

(2) 加入率加算額 前年度の1月1日現在の支部の人口に対する交付年度の共済会員の割合に応じ、次に掲げる額

ア	5%未満	5,000円
イ	5%以上10%未満	10,000円
ウ	10%以上20%未満	20,000円
エ	20%以上30%未満	30,000円
オ	30%以上40%未満	40,000円
カ	40%以上50%未満	50,000円
キ	50%以上	60,000円

(送金口座)

第3条 加入推進交付金は、各支部の会計管理者の口座へ送金するものとする。

(送金日)

第4条 毎年1月末日とする。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。